

求人者・求職者の皆様へ

事業所名 フレンドシップ協同組合研修センター事業所
許可番号 (23-ユ-303316)

●取扱職種の範囲等 ・職種は 全職種 ・地域は国内、中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦共和国、インドネシア共和国、国外においては出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介

●手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については別紙手数料表（消費税を除く）のとおりです。
- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 張 洋 連絡先(052)990-6176

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

- 第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は理事および職業紹介事業の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者張 洋とする。
- 第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者張 洋とする。

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度を設けており、勤務開始から1ヵ月以内に離職した場合は80%、3ヵ月以内に離職した場合は50%、6ヵ月以内離職した場合は30%を返金するものとする。

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5 取扱職種の範囲等の明示です。